第4827号	〃	ＦＡＲ－2117－12	〃
〃	〃	ＡＦ－ＭＵ17	〃
第4828号	〃	ＦＡＲ－2117－20	〃
〃	〃	ＡＦ－ＭＵ17	〃
第2627号	船速距離計	ＤＳ－70	〃
第3605号	〃	ＤＳ－30	〃
第3936号	〃	ＣＩ－60Ｇ	〃
第3947号	自動衝突予防援助装置	ＦＡ－2805	〃
第3892号	高機能グループ呼出受信機	ＦＥＬＣＯＭ11	〃
第4180号	〃	ＦＥＬＣＯＭ12	〃
第2233号	音響測深機	ＦＥ－880Ｔ－1	〃
第2234号	〃	ＦＥ－880Ｔ－2	〃
第2235号	〃	ＦＥ－880Ｔ－3	〃
第2500号	〃	ＦＥ－680Ｔ－1	〃
第2501号	〃	ＦＥ－680Ｔ－2	〃
第3549号	ナブテックス受信機	ＮＸ－500	〃
第3552号	ＶＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＦＭ－7000	〃
第3553号	ＶＨＦ用デジタル選択呼出装置及びＶＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＦＭ－7500	〃
第3902号	ＭＦ用デジタル選択呼出聴守装置並びにＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出装置	ＤＳＣ－８ＶＰ	〃
第3999号	〃	ＦＭ－8500	〃
第3901号	〃	ＤＳＣ－６Ａ	〃
第3564号	ＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＡＡ－50	〃
第3565号	〃	ＡＡ－50Ｒ	〃
第4158号	衛星航法装置	ＧＰ－80	〃
第4159号	〃	ＧＰ－500　ＭＡＲＫ－2	〃
第4499号	自動物標追跡装置	ＡＲＰ－17	〃
第4500号	〃	ＡＲＰ－26	〃
第4501号	電子プロッティング装置	ＥＰＡ－15	〃
第4502号	〃	ＥＰＡ－21	〃
第3576号	持運び式双方向無線電話装置	ＦＭ－８	〃
第3900号	ＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出装置	ＤＳＣ－６	〃

○環境省告示第四十五号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、我が国における平成二十七年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十二日　　環境大臣　山本　公一

第一　平成二十七年度の温室効果ガスの排出量

一　二酸化炭素　十二億二千七百万トン

二　メタン　三千百三十万トン

三　一酸化二窒素　二千八十万トン

四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下この号及び次号において「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）　三千九百二十万トン

五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）　三百三十万トン

六　六ふっ化硫黄　二百十万トン

七　三ふっ化窒素　六十万トン

八　前各号に掲げる量の合計量　十三億二千五百万トン

第二　平成二十七年度の温室効果ガスの吸収量

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす第八回締約国会議の決定に基づき報告する吸収量　五千八百八十万トン

（備考）

1　第一第一号から第七号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。

2　第一及び第二に掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。

○関東地方整備局告示第百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十二日　　関東地方整備局長　大西　亘

別表の指定番号二十七の項業務区域欄中「埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域」に改める。

○関東地方整備局告示第百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十二日　　関東地方整備局長　大西　亘

別表に次のように加える。

二十九	シー・アイ建築認証機構株式会社	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	省令第十五条各号	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	平成二十九年四月十七日	指定した日から五年間